

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和4年6月7日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100551号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2200009号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和63年5月\*日から同年6月6日までの期間については、国民年金第3号被保険者の期間とし、かつ、保険料納付済期間に訂正し、請求期間のうち、昭和63年6月6日から令和元年7月1日までの期間については、当時から国民年金第3号被保険者の期間とし、かつ、保険料納付済期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年5月\*日から令和元年7月1日まで

私は、昭和63年5月に婚姻してからずっと専業主婦であり、国民年金については、A市役所で勤務していた父親に頼んで加入手続を行ってもらい、年金手帳もその時父親から受け取った。その後、A市から「国民年金のお知らせ」が何度か届き、それには、昭和63年5月\*日から第3号被保険者として国民年金に加入している旨記載されているのに、第3号被保険者の記録がなかったことにされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の年金記録について、オンライン記録によると、請求期間は年金制度に未加入とされていたところ、令和3年8月10日付けで、請求者から国民年金第3号被保険者関係届及び国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録(取消)届書が提出されたことを契機として、同年8月16日付けで請求者に対し基礎年金番号が付番され、同年8月27日付けで昭和63年6月6日から国民年金第3号被保険者資格を取得する事務処理が行われており、現在、請求期間のうち、昭和63年5月については未加入期間とされ、請求期間のうち、昭和63年6月から令和元年6月までの期間については、国民年金第3号被保険者特例措置該当期間とされている。

しかし、請求者は、「国民年金のお知らせ」(平成8年11月25日現在の内容による通知を始めとした数年分)を提出して、本訂正請求を行っているところ、当該「国民年金のお知らせ」には、A市役所市民課年金係の名称が印字されてい

る上、A市は、本市において発行されたものと思われる旨回答していることから、当該「国民年金のお知らせ」がA市により発行されたものとするに疑いはない。

また、請求者の所持する年金手帳には、請求者の氏名及び住所に加え、国民年金手帳記号番号「\*」、被保険者となった日「昭和63年5月\*日」及び被保険者の種別「3号\*」等が記載されているところ、これらは、上述の「国民年金のお知らせ」における記載内容と一致しているほか、当該国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況を見ると、平成2年8月頃に資格取得の事務処理が行われていることから、請求者について、この頃に国民年金の加入手続及び国民年金第3号被保険者の手続が行われ、当該年金手帳が発行されたものとみられる。

さらに、A市から提出された請求者に係るシステム画面を見ると、「訂正前基礎年金番号」として、上述の国民年金手帳記号番号「\*」が記載されていることが確認できる。これに対し、当該国民年金手帳記号番号に係るオンライン記録によると、「喪失被保険者ファイルに該当年番がありません処理を打ち切ります」と表示されるのみで、被保険者の氏名及び住所等何らの情報も確認できないところ、日本年金機構は、当初から記録は何も入力されていない状態である旨回答している。

以上のことから、上述の令和3年8月に行われた事務処理よりも前の平成2年8月頃に、請求者が国民年金第3号被保険者に係る手続を行い、A市において、昭和63年5月\*日より国民年金第3号被保険者として記録されていたことが明白である一方、オンライン記録においては、この記録に関する何らの情報も収録されていないことから、行政の記録管理に不備があったものとみられるほか、請求者は、婚姻時（昭和63年5月）から、ずっと専業主婦だったとしており、上述の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のうち、昭和63年4月から国民年金第3号被保険者として保険料納付済期間とされている被保険者が見受けられることなどを踏まえると、請求者について、昭和63年5月\*日から国民年金第3号被保険者に該当し、保険料納付済期間とされていた可能性は否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求期間のうち、昭和63年5月\*日から同年6月6日までの期間については、国民年金第3号被保険者であった期間であり、保険料納付済期間に該当し、請求期間のうち、昭和63年6月6日から令和元年7月1日までの期間については、当時から国民年金第3号被保険者であった期間であり、保険料納付済期間に該当していたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100543 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200007 号

## 第 1 結論

昭和 57 年\*月から平成 6 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 37 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 57 年\*月から平成 6 年 12 月まで

私は、昭和 57 年\*月で 20 歳になり、当時は A 市に住んでいた。国民年金の加入手続については、請求期間内に複数回、転居（B 市、C 市、D 市及び E 市）しているので、どこの役所から加入のお知らせが届いたか覚えはないが、役所の窓口に行って自身で行ったと思う。保険料については、加入手続時に 3～4 か月分を納付し、その後は、納付期限ごとに 5,200 円ぐらいの保険料を金融機関で納付していたと思うが、保険料額は年々上がっていったので詳しくは覚えていない。

平成 8 年に、E 市 F 区役所で保険料の滞納分（約 2 年間分）を納付し、窓口で「未納分はなく、支払いを済ませている。」と言われたことを覚えているが、この時の手続にも手違いがあったのではないかと考えている。

私は、遅れたことはあったが各種支払義務のあるものについては必ず支払いをしてきたので、請求期間の保険料が未納とされているのは、納得できないし、現在、交付されている基礎年金番号の記録には、自身に係る別の基礎年金番号及び国民年金手帳記号番号の納付記録が統合されていないからではないかと考えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）については、オンライン記録によると、請求者が昭和 54 年 4 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出されていた厚生年金保険手帳記号番号を平成 9 年 3 月 4 日付けで付番しており、それまでに請求者に国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金に係る記録については、請求期

間を含め現在に至るまで、全て上述の基礎年金番号に基づき一元的に管理されていたこととなる。

また、請求者は、国民年金の加入手続について、請求期間内に複数回、転居（20歳頃はA市、その後、B市、C市、D市及びE市）しているのでどこの役所から加入のお知らせが届いたか覚えはないが、役所の窓口に行って自身で行ったと思う旨陳述しているところ、請求期間当時の国民年金に係る加入手続については、原則、被保険者の住所登録がある市町村で行うものとされている。

しかしながら、請求者については、戸籍の附票から平成6年7月16日にE市に転入していたことは確認できるものの、当該転入日以前の住所地は確認できないことから請求者の主張する加入手続についての詳細は不明である。

また、請求者は、平成8年にE市F区役所で保険料の滞納分（約2年間分）を納付し、窓口で「未納分はなく、支払いを済ませている。」と言われたことを覚えているが、この時の手続にも手違いがあったのではないかと思っている旨陳述しているところ、E市の請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、異動年月日は平成9年2月27日とされ、資格取得日を昭和57年\*月\*日（20歳到達日）まで遡って取得する事務処理が行われており、取得の別欄には、「取得の別\*」と記載されていることが確認できる。このことについて、E市は、平成9年2月27日に初めて国民年金の加入手続が行なわれ、新規に資格を取得したことを表している旨回答していることから、この時点において、請求期間の保険料については、既に2年の時効が成立しており、請求者は当該期間の保険料を納付することはできない。

さらに、オンライン記録によると、請求者の国民年金に係る保険料の納付については、請求期間の終期直後である平成7年1月から開始されており、2年の時効間際である平成9年2月27日に過年度保険料として遡って納付されていることが確認できることから、上述のとおり、請求者は、この平成9年2月頃に加入手続を行うまで、国民年金に未加入だったこととなり、未加入者に対して請求期間に係る納付書が送付されていたとは考え難い。

加えて、請求者の国民年金に係る記録について、請求者が居住していたとするA市及びB市は、確認できない旨回答し、C市及びD市は、国民健康保険については確認できるものの、国民年金については確認できない旨回答している。

その上、請求者は、現在、交付されている基礎年金番号の記録には、自身に係る別の基礎年金番号及び国民年金手帳記号番号の納付記録が統合されていない可能性も考えられると疑念を抱いているところ、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある漢字、読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、上述の平成9年3月に付番された基礎年金番号以外に、国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらず、別の基礎年金番号が付番された形跡も見当たらない。

このほか、請求者が、請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100552 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200008 号

## 第 1 結論

昭和 62 年 10 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和 37 年生  
住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 62 年 10 月から昭和 63 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続については、詳しいことは分からないが、父親が行ってくれたと思う。請求期間当時、私は、専門学校に通いながら、理容室で働いていたので、保険料については、自分で毎月納付していた記憶がある。

なお、請求期間を含む昭和 62 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの期間については、国民年金の記録がなかったため、平成 21 年に総務省年金記録確認 A 地方第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に対して、年金記録の申立てを行い、このうち、昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの期間については、記録が訂正されたが、請求期間については、記録が訂正されなかった。

しかし、私は、保険料を毎月納付していたと記憶しており、請求期間の保険料だけ納付しなかったということは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 7 月頃に払い出されており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、この際に、請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 62 年 2 月 8 日まで遡って強制加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。同資格については、同年 10 月 21 日付けで、資格喪失日を同年 10 月 3 日とする事務処理が行われており、次に国民年金被保険者資格を取得したのは、昭和 63 年 6 月 10 日付けの事務処理により、請求期間後の同年 4 月 1 日とされていることから、昭和 62 年 10 月 21 日に資格喪失処理が行われて以降、請求期間については、未加入期間として取り扱わ

れていたものとみられる。

その後、請求者が平成 21 年 11 月 27 日付けで第三者委員会に申立てを行ったことにより、平成 22 年 12 月 21 日に請求者の国民年金被保険者資格についての記録訂正が行われ、この際、請求期間については、未加入期間から加入期間（未納）に訂正されている。

請求期間は 6 か月と短期間であり、請求者は、請求期間を除く国民年金加入期間において、保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、請求期間当時、自分で保険料を毎月納付していた旨陳述しているものの、具体的な納付方法及び納付金額については、明確に記憶しておらず、請求期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者の国民年金被保険者資格については、上述のとおり、昭和 62 年 10 月 21 日付けで、資格喪失日を同年 10 月 3 日とする事務処理が行われていることから、当時、請求期間については、未加入期間として取り扱われていたとみられるところ、このことは、B 市に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者記録票において、請求期間が未加入期間とされていることとも符合している。

このため、請求者がその主張のとおり、請求期間の保険料を毎月、現年度保険料として納付していたとした場合、複数回にわたって、保険料の還付又は納付記録に反映する措置が講じられたものと推察されるが、オンライン記録、B 市に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者記録票のいずれにおいても、その形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。